国籍法と戸籍法が改正に

来年の一月一日から施行されます

国籍法及び戸籍法が改正され、来年の一月一日から施行されますが、改正された主な点は次のとおりです。

父母両系主義が採用されます

今までは、原則として生まれたときに父親が日本人でなければ、その子どもは日本人になれませんでした。しかし、改正法では、生まれたときに父母のどちらかが日本人であれば、その子どもは日本人になります。

二重国籍の防止・解消

父母両系主義を採用すると、二重国籍になる子どもが多くなります。たとえば、韓国人の夫、日本人の妻という夫婦から生まれた子どもは、これまで父親の国籍だけを取得していましたが、これに加えて母親の日本国籍も取得すれば二重国籍者になります。

改正法は、このような二重国籍者の増加に対処するため、新たに次のような重国籍防止の制度を設けました。

(一)国籍の留保制度の適用範囲の拡大

国籍の留保制度というのは、たとえば、アメリカ合衆国やブラジルなどのように、自国内で生まれた人に国籍を与えることにしている国（生地主義国）で生まれたことで二重国籍になった子どもは、日本の国籍を留保する届出をしなければ、日本の国籍を失うという制度です。

これまでこの制度は、生地主義国だけに適用されていましたが、改正法はこの適用範囲を広げて、海外の出生により二重国籍となった場合は、すべて国籍留保の届出を必要とすることにしています（前例の韓国人の夫、日本人の妻の間の子どもが国外で生まれた場合も、この制度が適用されます）。

(二)国籍の選択制度の新設

この制度によると、二重国籍者は、原則として二十二歳になるまでに、日本の国籍か外国の国籍のいずれかを選択しなければなりません。

日本の国籍を選択するには、外国の国籍を離脱するか、または「日本の国籍を選択し、かつ外国の国籍を放棄する」旨の選択の宣言を、市区町村長に届け出ることになっています。外国の国籍を選択するには、日本の国籍を離脱する届出などをします。

また、法律に定められた国籍選択の期限を過ぎても選択をしないでいると、法務大臣から催告され、一か月以内に選択しないと自動的に日本の国籍を失うことになります。

帰化条件の改正

これまでは、日本人と結婚した外国人の帰化条件（帰化するための最低限度の条件）は、その外国人が夫であるか妻であるかで、居住の条件などに差異がありました。

改正法では、これを同一にして、三年以上国内に居住していること（結婚して三年以上たっている場合は、一年以上国内に居住していること）が必要になりました。

このほかにも、これまでは、帰化申請者本人に独立の生活能力があるということが必要とされていました。しかし、改正法では、原則として世帯単位で生活能力が判断されることになりました。

また、帰化のときに、外国の国籍を失うことが必要とされる重国籍防止条件についても、特別の事情がある場合には、例外として帰化が認められることになっています。

届出による国籍の取得

父母両系主義は、昭和六十年一月一日以降に生まれた子どもに適用されますが、この日以前に生まれた子どもには適用されません。しかし、国際結婚をした日本人女性の子どもで、改正法施行の日に二十歳未満である人については、一定の条件のもとで、施行後三年間に限り、法務大臣に届け出ることによって日本の国籍を取得することができます。

国際結婚をした人の氏の変更

外国人と結婚しても、結婚した日本の氏が変わらないのは、これまでと同じですが、改正法では、その人が希望をするときは、結婚の日から六か月以内に市区町村長に届出をすれば、外国人配偶者と同じ氏を名のることができるようになりました。

なおくわしいことは、新潟地方法務局戸籍課（☎〇二五二―22―一五六一）へおたずねください。

新津公共職業安定所では、求職者のうち、希望する人については、「求職公開制度」を取り入れることにしました。これは、求職者の求職条件を公開し、その中から求人者がリクエストをして求人ことは、新津公共職業安定所（☎2―二二三三）へおたずねください。

二重国籍の防止・解消

父母両系主義を採用すると、二重国籍になる子どもが多くなります。たとえば、韓国人の夫、日本人の妻という夫婦から生まれた子どもは、これまで父親の国籍だけを取得し

「求職公開」を実施しています

新津公共職業安定所では、求職者のうち、希望する人については、「求職公開制度」を取り入れることにしました。これは、求職者の求職条件を公開し、その中から求人者がリクエストをして求人の早期充足を図ろうとするものです。なお「求人公開」は、十二月一日から行っています。くわしいことは、新津公共職業安定所（☎2―二二三三）へおたずねください。

能代川分流堤防で植樹祭

11月10日、能代川改修記念公園付近の堤防で「市民植樹祭」が行われました。まちの緑化推進にと始められたこの植樹祭も、今年で10回目を迎えました。当日は、天候にも恵まれ、みどりの協議会や地元の人たちなど約70人が参加し、桜（ソメイヨシノ）の苗木54本を10mおきに植樹しました。

お買物、ご用命は市内で

使いやすい、お求めやすい
「みんなのビデオ」175,000円で新登場
東芝ビデオ 新しい東芝の新しい商品
ビュースター060
東芝ストア より良いサービスと楽しい暮らしに奉仕する店
Toshiba 東芝
(株)八重電商事
新津市本町2丁目 ☎4-3131～4

●味と真心こめたサービス
忘・新年会は、「春雨」
◆ご予約のご相談お受け致して居ります。
新味割烹 春雨
本町1（駅前）☎2-1600(代)

「残照」（日本画部門）

「難問題X」（洋画部門）

11日は日曜日ということもあり、多数の観覧者で賑いました

「紙人形」（版画部門）

レベルの高い作品でいっぱい

小林さんら6人が市長賞を受賞―＊

十一月十日から十二日まで、市民会館を会場に、〝芸術の秋〟の最後を飾る「市展」が開かれました。この市展も、今回で十一回目。回を重ねるたびに充実しており、レベルの高い作品が数多く出品されました。期間中に訪れた人は約四千人。総数五百点にのぼる力作を心ゆくまで鑑賞されていました。

また、今年も昨年同様、優秀作品に〝ほう賞〟が行われ、記念品と表彰状が贈られました。奨励賞三十七人のほか、次の方が市長賞を受賞されましたので、その作品もあわせてご紹介します。

■市長賞

◎工芸部門…小林大二（秋葉二）◎洋画部門…金子照子（秋葉一）◎日本画部門…土田和男（下新）◎版画部門…佐藤智恵子（中野四）◎写真部門…佐々木斉（新金沢町）◎書道部門…渡辺キヨ（山谷町三）

（敬称略）

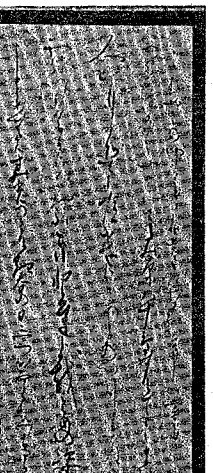

「百人一首」（書道部門）

「鉄絵壺」（工芸部門）

「秋爽」（写真部門）

「文芸にいつ」第9号

「文芸にいつ」一冊八百円で販売中

「文芸にいつ」第九号が発刊されました。今年の応募作品数は、随筆二十三編、詩十八編、短歌四百四十四首（九十人）、俳句四百三十五句（八十七人）、川柳百三十句（二十六人）、小説四編にのぼり、これらはすべて「文芸にいつ」九号に収録されています。

なおこの「文芸にいつ」は、一冊八百円で販売されています。ご希望の方は、公民館、図書館、または市内各書店でお求めください。

お買物、ご用命は市内で

ことしも聖なるイブのファミリーパーティは、にいつオーサカヤのクリスマスケーキ
12月1日より予約を受け付けております……!!
生クリームは20日で締切らせていただきますのでお早めにご予約下さい……!!
NIITU OSAKAYA MERRY CHRISTMAS
おいしいから好き
にいつ オーサカヤ
本町2 ☎(2)-0112